

氏 名 森 英樹

登録番号 第 01160031 号

事務所名称 MORI社会保険労務士事務所

事務所所在地 北海道札幌市南区北ノ沢4丁目1番 69 号

所属社会保険労務士会 北海道社会保険労務士会

処分内容 6か月の社会保険労務士の業務の停止  
(令和8年8月 28 日から6か月)

処分理由 第一に、令和2年1月から令和5年5月までの間、有限会社A及び株式会社Bから依頼を受け、同社らを申請人とするキャリアアップ助成金(正社員化コース)(以下「助成金」という。)の申請に関し、事務補助者Cを使用して助成金の申請手続をする際、事務補助者Cが虚偽の内容を記載した雇用契約書、賃金台帳、出勤簿及び就業規則並びに当該虚偽の資料に基づく申請書を作成していたにもかかわらず、事務補助者Cが作成した申請書等の確認を一切行うことなく、事務補助者Cに申請書類一式の提出を委ね、または、自ら申請書の日付欄のみ記入して申請書類一式の提出を行い、虚偽の内容が記載されたまま自らの名で北海道労働局長あて合計 15 回提出代行したものである。

第二に、社会保険労務士名簿上の事務所所在地と実際の事務所所在地との不一致が生じていたにもかかわらず、社会保険労務士名簿の変更手続を怠ったものである。

第三に、事務補助者に、各自が担当する会社の業務を任せることとし、自身の名義の印鑑や事務所印を持たせた上で、自身の確認を経ることなしに書類等に押印し、提出することを認めるなど、事務補助者が作成した提出書類等を自ら確認する機会を省略し、適切な業務遂行体制を構築していなかったものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第 25 条の2第2項に定める「相当の注意を怠り、真正の事実反して申請書等の作成を行ったとき」及び同法第 25 条の3に定める「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行」に該当するものである。